

## 生駒市と国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学との包括連携に関する協定書

生駒市（以下「甲」という。）と国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「乙」という。）は、包括的な連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが保有する知的・人的・物的資源等を有効に活用し、乙における地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）との連動を図りつつ、包括的な連携のもと相互に協力することで、地域社会の発展と人材の育成、市民生活の質の向上を図るとともに SDGs の達成に寄与することを目的とする。

### （連携・協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力する。

（1）J-PEAKS と連動したまちづくりに関すること。

- ①学研高山地区第2工区の開発に関すること。
- ②多文化交流の推進に関すること。

（2）研究を活用した産学官民協創プラットフォームに関すること。

- ①オープンイノベーションの推進に関すること。
- ②スマートシティの推進に関すること。
- ③カーボンニュートラルの推進に関すること。
- ④防災・減災に関すること。

（3）市民交流促進や市民生活支援に関すること。

（4）その他、目的の達成に寄与すると思われる事項に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項に係る取組を効果的に推進するため、連携協議会を設置し、定期的に協議を行うものとする。

3 具体的な連携・協力内容については、甲乙協議の上、定めるものとする。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力の検討及び実施により得た相手方の秘密情報を、相手の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。なお、本協定終了後も、同様とする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和12年3月31日までとする。但し、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲乙により本協定の内容について見直しを行い、引き続き包括的な連携協定を継続するかについての協議を行うものとする。なお、協議の上、甲乙の合意に至らない場合、本協定は更新しないものとする。

### （その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 奈良県生駒市東新町8番38号  
生駒市長



乙 奈良県生駒市高山町8916番地の5  
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学  
学長

